

富山県環境審議会関係規程

○富山県環境基本条例（抄）

第7章 富山県環境審議会 （設置）

第34条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項に規定する機関及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項に規定する機関として、富山県環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第35条 審議会は、25人以内の委員及び若干人の特別委員で組織する。

（委員）

第36条 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（特別委員）

第37条 特別委員は、国の地方行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 特別委員は、当該国の地方行政機関の所掌に係る事項につき調査審議するものとする。

3 特別委員の任期は、その職にある期間とする。

（会長及び副会長）

第38条 審議会に会長及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する順序によりその職務を代理する。

（会議）

第39条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会及び専門員）

第40条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。

3 専門部会は、委員、特別委員及び専門員若干人で組織する。

4 専門部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名し、専門員は、会長の推薦により、当該専門部会の調査審議すべき事項に関し学識経験のある者のうちから知事が任命する。

5 専門部会に専門部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

6 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。

7 専門部会長に事故があるとき、又は専門部会長が欠けたときは、専門部に属する委員、特別委員又は専門員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

8 審議会は、その定めるところにより、専門部に属する委員、特別委員及び専門員による決議をもって審議会の決議とすることができる。

(調査員)

第41条 審議会に、特定の専門事項を調査させるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

(細則)

第42条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

○富山県環境審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県環境基本条例（平成7年富山県条例第46号。以下「条例」という。）第42条の規定に基づき、富山県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の種類)

第2条 審議会の会議は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第39条の規定による会議
- (2) 条例第40条第1項の規定による専門部会の会議
- (3) 第5条第1項の規定による連合専門部会の会議
- (4) 第9条第1項の規定による小委員会の会議

(審議会の会議の招集)

第3条 審議会の会議の招集は、会議の日の3日前までに、その日時、場所及び付議すべき議題を示した書面により、委員、特別委員及び専門員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(専門部会の設置等)

第4条 条例第40条第1項の規定により設置する専門部会及びその調査審議すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大気騒音振動専門部会 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に関する事項
- (2) 水環境専門部会 水質汚濁の防止及び地下水の採取に伴う障害の防止に関する事項
- (3) 土壌専門部会 土壌汚染の防止に関する事項
- (4) 廃棄物専門部会 廃棄物に関する事項
- (5) 自然環境専門部会 自然環境の保全、自然公園及びすぐれた自然の風景地の適正利用並びに希少野生動植物の保護に関する事項
- (6) 野生生物専門部会 野生生物の保護及び管理並びに狩猟に関する事項
- (7) 温泉専門部会 温泉の保護、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の利用に関する事項

2 専門員の任期は、2年以内で知事が定める期間とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前

任者の残任期間とする。

- 3 条例第39条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「専門部会長」と、「委員及び議事に関する特別委員」とあるのは「当該専門部会に属する委員、特別委員及び専門員」と読み替えるものとする。
- 4 専門部会長は、必要に応じて会議の経過及び結果を書面で会長に報告するものとする。

(連合専門部会)

第5条 前条第1項各号に掲げる専門部会は、それぞれの調査又は審議のため必要があるときは、他の専門部会と協議のうえ、連合専門部会を開くことができる。

- 2 連合専門部会の会議は、当該連合専門部会を構成する専門部会の専門部会長（以下「関係専門部会長」という。）の連名で招集し、その会議の議長は、関係専門部会長が協議して定めるものとする。
- 3 連合専門部会の会議に付議すべき事項は、会長が関係専門部会長と協議して定める。
- 4 前条第3項の規定は、連合専門部会の会議について準用する。この場合において、同項中「専門部会長」とあるのは「関係専門部会長」と読み替えるものとする。

(諮問の付議)

第6条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な専門部会（連合専門部会を含む。以下同じ。）又は小委員会に付議することができる。

(専門部会の決議)

第7条 条例第40条第8項の規定により、専門部会に属する委員、特別委員及び専門員による決議をもって審議会の決議とする事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 温泉法第32条に規定する処分に関すること。
 - (2) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第4条第1項の規定による農用地土壌汚染対策地域の指定の解除に関すること。
 - (3) 水質汚濁防止法第16条第1項の規定による公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画に関すること。
 - (4) 鳥獣保護管理事業計画に基づく対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限並びに鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に関すること。
 - (5) 富山県希少野生動植物保護条例第8条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定及び同条第8項の規定による指定希少野生動植物の指定の解除、第19条第1項の規定による生息地等保護区の指定及び同条第9項の規定による生息地等保護区の指定の解除並びに第20条第1項の規定による管理地区の指定及び同条第2項の規定による管理地区の指定の解除に関すること。
- 2 前項の場合において、専門部会の決議があったときは、専門部会長は、速やかにその事項を会長に報告するとともに、次の審議会に報告するものとする。

(調査員)

第8条 調査員は、当該特定の専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(小委員会)

第9条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の設置及びその調査審議すべき事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 3 小委員会は、委員、特別委員、専門員又は調査員若干人で組織する。
- 4 小委員会に属する委員、特別委員、専門員又は調査員は、会長が指名する。
- 5 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 6 委員長は、小委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、当該小委員会に属する委員、特別委員、専門員又は調査員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 8 条例第39条の規定は、小委員会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「小委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「委員及び議事に関係のある特別委員」とあるのは「当該小委員会に属する委員、特別委員、専門員及び調査員」と読み替えるものとする。
- 9 委員長は、必要に応じて会議の経過及び結果を書面で会長に報告するものとする。
- 10 小委員会は、当該特定の事項に関する調査審議が完了したときは、解散されるものとする。

(議事録の作成)

第10条 審議会の会議の招集者は、会議のたびごとに議事録を作成するものとする。

- 2 議事録には、会議の日時、場所、出席した委員、特別委員、専門員及び調査員の氏名、議決事項並びに議事の経過の概要及びその結果を記載しなければならない。
- 3 議事録には、次の会議において招集者が署名するものとする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、生活環境文化部環境政策課において処理する。